

一般競争入札説明書
(岡山市立市民病院新築に伴う植栽工事)

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項の規定に該当しないこと。なお、その他入札に参加する者に必要な資格は、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）及び岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（平成21年市告示第294号）を準用する。
- (2) 審査等に関する事項に基づき、建設工事部門の岡山市有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 審査等に関する事項について第5条の規定に基づき決定された等級について公告に定める基準を満たすこと。ただし、岡山市工事成績評定活用基準による優遇措置は適用しないので、注意すること。
- (4) 公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。

2 入札方法等に関する事項

- (1) 入札回数は、2回までとする。
- (2) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。以下同じ）した上で公告において指定した場所へ指定した日時に自ら提出しなければならない。
ただし、代理人が入札しようとするときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出しなければならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記入された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札に際して、契約規程を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、5（1）から（9）のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 入札執行者は、（2）により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行うものとする。
- (4) 入札執行者は、再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は、再入札における最低価格の入札者と次順位者による見積合わせを行う場合がある。その回数はおおむね2回とする。
- (5) （3）又は（4）により落札者の決定を保留し、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者又は（4）の見積合わせにおいて最低価格の見積書を提出した者を参加資格の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (6) （5）に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下「同一価格入札者」という。）が、2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。なお、くじの方法は、新病院整備運営課が定める方法による。
この場合において、同一価格入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (8) （7）による場合のほか、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター会計規程第45条に規定する契約責任者が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (9) （7）又は（8）に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類は無効とする。
- (10) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターは入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者がした入札
- (3) 入札方法に違反して行われた入札

- (4) 2(2)のただし書きに違反する代理人がした入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (7) 同一入札事項について、同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他契約規程又は契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札

6 入札の失格に関する事項

7(1)から(7)に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに参加資格確認申請をすること。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) (2)により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めるときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) (3)により確認を行う場合は、(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く）の午後5時15分までとする。）
- (5) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) (2)から(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

契約責任者は、7(1)から(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者を落札者として決定するものとする。

なお、落札者は、契約責任者が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から7日以内に契約を締結しなければならないが、当該工事は建設リサイクル法対象工事のため落札者として決定された日から14日以内に契約を締結することとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 支払条件について

公告に定めるとおり

11 瑕疵担保期間について

公告に定めるとおり

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金について

【納入金額】

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の額を納付すること。

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は契約責任者が確実に認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、岡山市有資格者名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、岡山市との間で締結した契約を履行しないこと、岡山市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は保険会社との間に地方独立行政法人岡山市立総合医療センターを被保険者とする入札保証保険契約を締結した者とし、別紙様式第1号（入札保証金免除に関する申出書）を新病院整備運営課に提出すること。

再入札が行われる場合の入札保証金は、1回目の入札時に納付している額とする。ただし、納付している額が2回目の入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上であること。なお、入札保証金額の変更はできないので、1回目の入札時に注意して納付すること。

【納入方法】

新病院整備運営課において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日(休日を除く。)の午後3時までに領収書を新病院整備運営課に提出すること。(金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日(休日を除く。)の午後3時までに新病院整備運営課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。)

(2) 契約保証金について

【納入金額】

請負代金額の100分の10以上の額を納付すること。

契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、①金融機関の保証、②公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証、③公共工事履行保証証券による保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

【納入方法】

新病院整備運営課において発行する納入通知書で納付し、落札決定日から14日以内に契約書とともに領収書を新病院整備運営課へ提出すること。(契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。)

13 その他

- (1) 対象工事に係る設計業務等の受託者は入札に参加できない。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該構成員が同一の入札に参加できない。また、構成員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (4) 配置予定技術者は、公告に定める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。
- (5) 配置予定技術者は、公告において専任で配置するよう定めているので、公告に定める開札日時において、他の工事に配置していないこと。
- (6) 落札者は、配置予定技術者等調書に記入した配置予定技術者をこの工事の主任技術者として配置すること。ただし、当該配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社の場合は20%以上のものに限り、同種工事施工実績として認める。ただし、公告において、同種工事施工実績として請負代金額を求めている場合は、特定建設工事共同企業体の請負代金額に出資比率を乗じて得た金額を同種工事施工実績とする。
- (8) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由、入札者及び各入札者の入札金額について、契約入札情報ホームページにおいて閲覧に供する。
- (9) 開札後、契約が確定する前に、発注者の入札手続の誤り等により、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。
- (10) この入札におけるその他の契約条項については、契約入札情報ホームページに掲載する。
- (11) 3(4)の見積合わせを行う場合に使用する印(入札書に使用した印)を用意しておくこと。
- (12) 落札者は、岡山市立市民病院新築工事暴力団等排除対策協議会に入会したものとみなす。
- (13) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規程に定めるところによる。
- (14) 問い合わせ先

岡山市北区天瀬2番22号 市民病院別館2号館

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 法人本部 新病院整備運営課

電話 (086)234-7120

ファクシミリ (086)227-2085

E-mail shinbyouinseibiunei@city.okayama.jp